

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月十三日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

山梨県西八代郡市川三郷町黒沢五六〇八番地の二
清算人 弁護士 田中 謙一

連絡先 山梨県甲府市相生二丁目五番一七
号鈴木屋ビル三階

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月二日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

熊本県荒尾市万田一八八〇番地の四
宗教法人皇教水町支教会

清算人 弁護士 向井 飛翔

連絡先 熊本県熊本市中央区京町二丁目九番三五号京寿ビル二階熊本共同法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

東京都中央区銀座五丁目一四一七銀座USB二階 医療法人社団A歯科タニグチ会
清算人 谷口 悦子

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月三十一日理事会の決議により令和七年十二月二十六日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

山梨県北杜市小淵沢町二九五〇番地
学校法人滝口化学学園

代表清算人 滝口 陽子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

静岡県島田市一一〇番地の二
宗教法人丸山教向谷分教会

清算人 仲安 博夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

北海道白老郡白老町大町四丁目六番四号
宗教法人弘徳寺

清算人 木川 由美

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

栃木県下野市仁良川七九九番地三
農事組合法人江川・五千石

清算人 永山 茂夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

高知市堺町一番二二号交通公社ビル四階
医療法人平盛会

清算人 窪 盛偉

連絡先 高知市瀬戸東町二丁目一〇〇番地
清算人 窪 盛偉

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十一日

鳥取市南栄町一九番地

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

小原 利幸 鳥取市本高三三三

吉田 武則 鳥取市卯垣二二一三三

伊藤 福生 宮城県仙台市青葉区八幡六丁目一二二瀬音ハイツ一〇三号

木村 智好 和歌山県橋本市東家三丁目六四〇

田中 脩 愛知県犬山市南三笠町九一二〇

原田 仁平 高槻市富田町八八 大森源之介方

山崎 泉 鳥取市寺町一三四

竹森 清市 鳥取市鹿野町今市六二五一一

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学金基金第四十三期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

東北高等学校で学ぶ生徒に対する奨学金事業

奨学金 一〇名 七三万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年四月二十四日に終了した。

二、財産目録 令和八年四月二十四日現在

資産合計 ○円

負債合計 ○円

正味信託財産 ○円

令和八年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学金基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下一番地三、最後の住所福島県福島市八島町一五番二七号 被相続人 亡 早田 宗夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

福島県福島市松木町七番一七号 あぶくま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関根 未希

大島機工株式会社
代表取締役 山本 昌広

株式の種類及び数

普通株式二〇〇株

普通株式一〇〇〇株

普通株式一〇〇〇株

普通株式一〇〇〇株

普通株式一〇〇〇株

普通株式五〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

普通株式二〇〇株

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル六〇二ふさの葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小西 朱見